

令和4年度 第3回 学校運営協議会

令和5年2月14日(火) 14:40～16:00

1 日程説明 (於：校長室)

2 開催要件確認

3 会長あいさつ

4 校長あいさつ

5 議長の選出

6 前回議事録確認

7 協 議

(1) 学校生活の様子 (学校評価、R5年度の学校運営の基本方針 について)

(2) 学校運営協議会 自己評価について

(3) 夢育やらまいかCS加算分の報告について

(4) いじめ防止等のための基本的な方針について

(5) R5年度学校運営協議会開催計画について

第1回 4月21日(金) 14:40～ 第2回 6月27日(火) 14:40～

第3回 11月28日(火) 14:40～ 第4回 2月16日(金) 15:00～

(6) R5～R7年度協議会委員について

3 その他

・部活動参観 (自由参観)

・令和5年度 第1回学校運営協議会 令和4年4月21日(金) 14:40～16:00

令和4年度 第2回 学校運営協議会 議事録（要点記録）

- 1 開催日時 令和4年11月22日（火） 14時40分から16時まで
- 2 開催場所 春野中学校 校長室
- 3 出席委員 鈴木 誠、児玉順子、市川相寿、市川英寿
- 4 欠席委員 森下廣隆、正久厚成
- 5 学 校 河合和夫（校長）、沖田 暁（教頭）、渡邊理保（CSディレクター）
- 6 教育委員会 教育総務課 堀田指導主事
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 協議事項
 - （1）議長の選出について
 - （2）前回議事録（R4年度学校経営構想等）確認
 - （3）これまでの活動報告
 - ・部活動 ・秋輝祭 ・黎明祭
 - ・中文連総合文化祭ステージ部門への参加（夢育CS分予算にてバス代支出）
 - （4）全国学調結果及び考察
 - （5）春野中学校の生活について
 - （6）コミュニティ・スクールについて
 - ・来年度に向けての意見交換
- 9 会議録作成者 渡邊理保（CSディレクター）
- 10 会議記録
 - ・司会の沖田 暁 教頭から、委員総数6人のうち4人の出席があり、過半数に達しているため会議が成立している旨の報告があった。
 - （1）議長の選出について
 - ・司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、児玉順子副会長を推挙する旨の発言があり、協議の結果全員異議なくこれを承認した。
 - （2）前回議事録（R4年度学校経営構想等）確認
 - ・議長の指示により、沖田 暁 教頭から資料に基づき説明があった。

(3) これまでの活動報告

- ・議長の指示により、沖田 暁 教頭から資料に基づき活動報告の説明があり、委員より以下の発言があった。
- 黎明祭で久しぶりに生徒たちの合唱を聴くことができてよかった。(鈴木委員)
- コロナ前のように、学校行事が戻っていくとよいと思った。(市川相委員)
- プレゼン形式の発表がよかった。人前で話をするのはよいことだと思う。(市川英委員)
- 合唱がよかった。学年の発達にあった選曲になっていたと思う。(児玉委員)

(4) 全国学調結果及び報告

- ・議長の指示により、沖田 暁 教頭から資料に基づき全国学調結果及び報告があった。

(5) 春野中学校の生活について

- ・議長の指示により、沖田 暁 教頭から資料に基づき春野中学校の生活についての説明があり、委員より以下の発言があった。
- 先生と生徒のお互いの接し方を見ていると、よい関係性ができていると思う。コロナの影響もあり保護者と先生が会って話すことが以前よりも減り、接点が少なくなったように感じる。(市川相委員)
- 話しやすい先生がいることはとても心強いと思う。(児玉委員)
- 授業を参観してみて、テスト前だからかいつもより静かな感じがした。(市川英委員)

(6) コミュニティ・スクールについて

- ・議長の指示により、教育総務課 堀田指導主事より来年度に向けての説明があり、委員との意見交換を行った。
- ・後任を選出するのは難しいが、春野中学校区全域から選出できればよいと思う。

その他連絡事項等

- ・司会から、次回以降の会議の日程について報告があった。

第3回 学校運営協議会 令和5年2月14日(火) 午後2:40～午後4:00

**＜令和4年度＞
学校評価アンケート【全体 肯定評価％】**

90%	以上
80%	未満

番号	質問事項	生徒	保護者	教員
キャリア	1 私は、自分の将来に対し、夢や希望をもっている。	80.0%	66.7%	100.0%
	2 私は、自分のよいところを知っている。	76.0%	88.1%	100.0%
	3 私は、自分のあこがれる生き方について考えたり、他の人の考えを聞いたりしている。	74.0%	61.9%	100.0%
	4 私は、春野中学校での学校生活は充実していると感じている。	94.0%	95.2%	100.0%
学習	5 私は、授業に意欲的に取り組んでいる。	86.0%	64.3%	100.0%
	6 私は、家庭において、与えられた課題以外の学習にも意欲的に取り組んでいる。	54.0%	33.3%	77.8%
	7 先生は、わかりやすく授業を進めている。	100.0%	73.8%	100.0%
	8 私は、授業で、話し合ったり、友達と力を合わせて課題に取り組んだりしている。	88.0%	78.6%	88.9%
	9 私は、授業で、自分の考えをしっかりとまとめている。	84.0%	76.2%	77.8%
特活	10 私は、学校行事に積極的に取り組み、自分を高める(達成感を得る)ことができた。	86.0%	95.2%	100.0%
	11 私は、部活動(校外活動)に目標をもって取り組み、自分を高める(達成感を得る)ことができている。(できた。)	74.0%	83.3%	100.0%
	12 私は、学校での自分の役割(委員、係、清掃等)に積極的に取り組んでいる。	96.0%	95.2%	100.0%
生活	13 私は、気持ちのよいあいさつを進んで行っている。	86.0%	90.5%	88.9%
	14 私は、時間や学校のきまりを守り、規則正しい生活をしている。	92.0%	81.0%	88.9%
	15 私は、登下校や家庭生活において、交通マナーをしっかりと守っている。	98.0%	97.6%	100.0%
	16 私の学級、学校は、安心できる場所だと感じている。	96.0%	90.5%	100.0%
	17 私は、節度をもってSNS(ゲーム機等を通して他人とやりとりしている場合も含む)を利用している。	82.0%	88.1%	88.9%
	18 私は、春野中の先生は学校生活の中で、自分によく声をかけてくれていると思う。	88.0%	88.1%	88.9%
	19 私は、学習や生活等について、先生に相談しやすいと感じている。	86.0%	78.6%	100.0%
渉外	20 学校は、情報をたよりやブログ、ホームページなどでわかりやすく発信している。	96.0%	88.1%	66.7%
	21 私は、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加している。	70.0%	83.3%	100.0%

【設問4、12、15、16】の回答結果から

学校行事や係活動などに一所懸命に取り組み、学校生活は充実していると答えたり、多くの生徒が学校や学級は安心できる場所だと感じていることから、学校生活には満足していることが伺える。

【設問1～3】の回答結果から

自分の将来について前向きに考えたり、より良い生き方を模索したりできる生徒の割合をもう少し増やしたい。教科の授業や総合的な学習の時間をはじめとした全教育課程を通じ、生徒の自己肯定感や自己有用感を高める工夫をしたい。また、生徒が自分の将来に対して、夢や希望をもてるよう、さまざまな「大人」やその生き方に触れられる場面を考え、教育活動に取り入れていきたい。

【設問5～9】の回答結果から

家庭学習に不安を抱えている割合が多い。生徒が「学ぶ意義」をより深く理解する手立て講じるとともに、自主学習の方法についても、さまざまな例を紹介するなどして、困り感に寄り添えるようにしたい。また、生徒の学習への高い意欲が、うまく基礎・基本の定着に結びつくよう、朝や夕の帯時間を活用して学力補充を行う等の手立ても講じたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・ 学校長から春野中学校教育目標について丁寧な説明を受け、各委員の意見交換を経て、学校運営の基本方針を学校側と共有することができた。

（鈴木委員）

- ・ 浜松市のめざす「はままつ人づくり」や校区のめざす子ども像から導き出された学校教育目標「春野を誇りとし 自他を認め 成長する生徒」について校長から丁寧な説明があり、委員全員で承認した。
- ・ 「確かな学力」を身につけさせるための授業の工夫、「豊かな感性」を育む学校行事や生徒指導、「健やかな心身」を鍛えるために生活習慣の修得や道德教育の充実など、学校教育目標の具現化の手だてがきめ細かく考えられていた。委員も地域・家庭についての取り組みが大切であると話合った。

（児玉委員）

- ・ 基本方針に基づいての学校評価アンケート調査など、生徒、保護者、教職員の意見等よく理解し熟議できた。
- ・ 会議の中で各委員がそれぞれの立場から意見を述べ合い、様々な角度から話し合うことができた。

（正久委員）

- ・ 学校の目標や課題を学校長と共有することができた。
- ・ 各委員が様々な視点で学校運営の基本方針について意見を述べ、充実した熟議となった。
- ・ 校長、教頭から学校・家庭・地域の役割について丁寧な説明があり、十分な熟議ができた。

（市川相委員）

- ・ 学校運営の基本方針について学校長より丁寧な説明があり、また各委員からも意見が出て、情報共有ができた。

（市川英委員）

- ・ 学校の目標や課題を学校長と共有することができた。
- ・ 学校長から学校運営の基本方針について説明があり、委員全体で十分な熟議ができた。

（森下委員）

＜評価項目 2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- ・ コロナ禍で制限のある中、学校行事も少しずつ日常を取り戻しつつあるように感じられる。生徒が減少する中でも元気な生徒の姿を直に見られる機会が増えることで、学校活動への話し合いが深まった。

（鈴木委員）

- ・ 学校行事や日々の教育活動に対して、地域・家庭が協力できることについて話し合った。それを実践化できるよう支援コーディネーターが企画立案した。活動報告によってそれぞれの活動が充実していたことを実感した。
- ・ 中文連総合文化祭で行った「春野のPR」が素晴らしかったことを聞き、今後も更に発展した活動に協力できるように話し合っていきたい。

（児玉委員）

- ・ 年々生徒数が減少し、部活動や行事など少人数での活動が制限され、他校や小学校等の連携による活動が今後増えてくる中、いろいろな対策を講じてきた事について熟議した。今後も少子化による学校運営は大変なことが予想されますが、子どもが少ない反面目が行き届く環境でもあるので、より一層地域や他校との連携することについて運営協議会を通じて地域等に呼びかけていきたい。

（正久委員）

- ・ 今年度もコロナの関係で学校とのつながりも少なく、活動としても少なかったが、できうる活動を通して熟議を円滑に進めることができた。
- ・ 新たな職場体験として、地場産業である林業について子ども達が体験できた。

（市川相委員）

- ・ 長期に於けるコロナ禍の中、各行事に対し、学校側の対応策を事前に説明頂き、全て無事に問題なく実施につながり大変よかった。

（市川英委員）

- ・ 具体的な学校運営に資する活動について、参加者一同で熟議を進めることができた。

（森下委員）

＜評価項目 3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・ コロナ禍で学校行事に制限を受ける中、学校側の工夫や努力で乗り越えてきている。小規模校の特性を活かした教育活動がさらに充実できるよう協議会として助言していきたい。

（鈴木委員）

- ・ コロナ禍で多くの行事への参加が制限された中でも、学校の配慮で生徒の活動の様子をかいま見ることができた。来年こそ制限のない中で多くの教育活動が充実し、地域にも公開されるようにしたい。
- ・ 現在、学校と地域の人々との接点が少なくなっている。いろいろな立場の委員で話し合ったことが、学校教育活動に生かされ協働できるようにしたい。

（児玉委員）

- ・ 3年経っても未だ終息がみえない新型コロナウイルスによる行動制限過で、年間行事計画をこなすだけでも大変な年となった中、様々な取組を実施したことを評価し熟議した。
- ・ コロナ禍の中、これから将来は今までの生活環境に戻れないかもしれない。また時代の変化も急激に変わるが、これからも春野を愛し、春野の文化を大切にしたい取組を継続的に実施できることを望んでいきたい。

（正久委員）

- ・ コロナの関係で熟議の時間があまり確保できなかった。来年度はもう一步踏み込んだ中で熟議をしていきたい。
- ・ 私たちの活動を家庭・地域の方達があまり知らないと思う。いろいろな協力を得るためにも家庭・地域に発信していきたい。

（市川相委員）

- ・ コロナ禍から来年は国の対策にて分類の移行もあるため、行動(行事)に対し新しい決め事(マスク着用など)が求められ、学校としても大変な1年のスタートとなると思うので、協力していきたい。

（市川英委員）

- ・ 脱コロナ時代が近づいている今、再度、充分考察をし、良い学校生活を進めていきたい。
- ・ 学生が小規模校で少し積極性に欠ける心配はあるが、逆に小規模校の良さを再確認し、その良さを十分に活かした教育を進めていきたい。

（森下委員）

(様式2)

令和5年2月14日

浜松市教育委員会 教育総務課
学校・地域連携担当課長

浜松市立春野中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 渡辺 新五

夢育やらまいか事業（CS加算分）報告書

夢育やらまいか事業のCS加算分の用途等について、下記のとおり報告します。

記

1 学校運営協議会からの意見

別紙「夢育やらまいか事業に対する意見書」のとおり

2 意見に基づき実施した活動等

No.	記号	事業内容	具体的活動内容
1	ス	生き方教育の充実	中文連ステージ発表に参加するための交通費（貸切バス代）。
2			
3			

3 活動に要した経費

夢育やらまいか事業収支決算書のとおり

(様式1)

令和 4 年 6 月 28 日

浜松市立春野中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 渡辺 新五 様

浜松市立春野中学校運営協議会
会長 鈴木 誠

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和4年6月28日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

①生徒数の減少に伴い、生徒が大勢の前で自己表現する機会が少なくなっている。彼らの自己肯定感の醸成や内面の発達の促進、また社会への適応等を考えると、自己表現の場の担保は不可欠である。学校は、この課題への解決に積極的に取り組むべきである。

⇒学校外で行われる学習成果等を発表する場に、生徒が参加しやすい環境を整える。令和4年度は、1年生の総合的な学習の時間における課題追究の成果を、中文連ステージ発表部門へ参加し発表したい。

②校外学習をより充実させる。また、身近な地域人材を授業等の中で活用できるようにする。

⇒学校支援コーディネーターを中心に、地域人材を見いだし、行事や通常の授業の中で、講話や指導をいただく場を設定したい。

いじめに対する措置

浜松市立春野中学校

いじめの発見

直接 相談 情報提供

報告

いじめ被害者・情報提供者の徹底した安全確保

「校内いじめ対策委員会」 組織対応

※重大事態の場合
→教育委員会に
報告。文科省及び
浜松市の方針・ガ
イドラインに従っ
て対応。

教育相談・事実確認（5W1H・記録）

情報共有 対応方針決定

指導・支援体制の組織

いじめへの対処

教職員全員の共通理解 保護者の協力 関係機関・専門機関との連携

○いじめを受けた生徒・保護者
徹底した安全確保
支援

○いじめを行った生徒・保護者
いじめをやめさせる
再発防止
指導・助言
話し合い・見届け

※犯罪行為

→ 警察と連携して対処、通報

※インターネット上のいじめ

→書き込み・誹謗中傷等の削除

→不適切な使用への指導

→教育委員会や関係機関への協力要請

継続的に

見届け

○いじめを受けた生徒・保護者
→心身の回復と安心な学校生活への支援

○いじめを行った生徒・保護者
→生徒の人格の成長を旨とした指導・助言

※教育委員会に
いじめ認知報告
書提出。

再発防止・未然防止

令和 5 年度浜松市立春野中学校
いじめ防止基本方針(案)

浜松市立春野中学校

浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
	(1)春野中学校生徒指導年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13
第3	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14

(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態	14
(3)生徒や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施	14
4 調査結果の提供及び報告	15
5 その他の留意事項	15

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、生徒の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた生徒の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての生徒を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている生徒の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう生徒や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく生徒もいます。また、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。生徒を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう生徒を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、生徒の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の生徒たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

生徒たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(生徒たちからのSOS)は、いじめを受けている生徒からも、いじめを行っている生徒からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 生徒を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた生徒への支援・いじめを行った生徒や周囲の生徒への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる生徒から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③生徒の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで生徒を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、生徒や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任
- ・必要に応じて、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させたりする。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。

○毎週1回(毎月1回)定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア 校長：「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 教頭：校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

ウ 教務主任：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ 生徒指導：いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

オ 学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。

- カ 養護教諭：児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
：児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
：発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC：心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW：福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 春野中学校生徒指導年間指導計画

※GE：構成的グループエンカウンター CP：キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学年・学級	○入学式 ○始業式 ○オリエンテーション ○授業開き 【学活】 ・1年の目標 (CP) ○対面式	○修学旅行 【学活】 ・情報モラル講座 【道徳】 ・生命尊重 【学活】 ・人間関係作り (GE)	○生き方講演会 【学活】 ・情報モラル講座 【道徳】 ・生命尊重	○終業式 【学活】 ・1学期の振り返り ・夏休みの過ごし方 ○個人面談 (全員)	○体育大会 (CP) ・縦割り活動 【道徳】 ・友情・信頼	○地域学習 (CP) ○職場体験 (CP) ○福祉学習	○文化発表会 (CP) 【道徳】 ・思いやり	○終業式 【学活】 ・2学期の振り返り ・冬休みの過ごし方	○スキー教室 ○個人面談 (希望)	○立志式 (CP) ○修了式 【学活】 ・1年間の振り返り (CP)		
生徒会			○学校保健週間	○生徒会選挙 ○生徒集会 ・縦割り決め				○学校保健週間	○生徒集会 ・ルール見直し ○個人面談 (希望)			
教職員	○生徒指導研修 ・基本方針 ・組織 ○生徒理解研修 ・1学期の取組	○生徒理解研修	○生徒指導研修 ・発達支援教育 ○いじめ7カード実施	○生徒指導研修 ・7カード結果分析	○小中合同研修会 ・情報共有 ・方針見直し		○生徒指導研修 ・事例検討	○いじめ7カード実施	○生徒指導研修 ・7カード結果分析	○いじめ7カード実施		○生徒指導研修 ・7カード結果分析 ・方針見直し
保護者・地域	○入学式 ○学校運営協議会 ・いじめ対応基本方針説明 ○PTA総会 ・いじめ対応基本方針説明 ・生徒指導方針説明		○参観会 ○懇談会 ○情報モラル講座 ○学校運営協議会 ○青少年健全育成委員会	○三者面談	○青少年健全育成会 ・課題作り			○青少年健全育成委員会 ・子育て講演会 ○学校運営協議会	○三者面談	○参観会 ○懇談会 ○学校運営協議会		

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「春野を誇りとし、自他を認め、成長する生徒～切磋琢磨～」の具現化を目指し、「キャリア教育の推進」を根底に「確かな学力（知）」と「豊かな感性（徳）」と「健やかな心身（体）」を教育の柱として、全ての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ・ 命について考える『生き方講演会』の実施。
- ・ 自他の良いことを見つけ。

○教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた生徒の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見えていたり、ばやし立てたりする生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○生徒と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○生徒たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 生徒がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
6月	生徒会：「いじめや命について考える」月間の実施 学活：情報モラルについて考える授業の実施
12月	生徒会：生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し
イ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4月	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
学期末	キャリアパスポート（CP）による振り返りと意思決定
ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
5月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業と日々の生活
6月	「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
9月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と体育大会の実施
11月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業と文化発表会の実施

エ	発達障害を含む、障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つ外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る生徒など、生徒一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援
10月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験
オ	集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、生徒の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動
4月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
6月	自己の生き方について考える生き方講演会の実施
9月	縦割り活動を取り入れた体育大会の実施
10月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
2月	自己の在り方について考える総合的な学習の実施と立志式の実施

(3) いじめの早期発見

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「生徒のちょっとした変化」に気付き、生徒が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から生徒とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1～2回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭（学校）で実施する。

・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。

2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は生徒や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒には、安心できる場を確保し、いじめを行った生徒には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行った生徒に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、生徒がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、生徒に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を生徒や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の気持ちを最優先に受け止め、生徒の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 生徒が安心してSOSを発信できるように、生徒を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った生徒とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や生徒や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」について、生徒、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立春野中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ生徒に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

生徒が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、生徒にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ることを生徒に教える。
- 生徒からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 生徒との触れ合いや対話を大切にする。生徒のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と生徒が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした生徒のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。生徒に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って生徒の使い方や様子に注意を払う。
- 生徒がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 生徒のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った生徒の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った生徒が、学校等で心理的な孤立感・疎

外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1)生命心身財産重大事態

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)生徒や保護者からの申立て

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、生徒の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる可能性があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった生徒だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう生徒や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。